

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：令和4年3月10日（令和4年（行情）諮問第203号）

答申日：令和4年9月20日（令和4年度（行情）答申第230号）

事件名：入試不正対応窓口に届いた不正入試に関する依頼を記録した文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「入試不正対応窓口にこれまで届いた不正入試に関する依頼を記録した文書」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、取り消すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年9月16日付け3文科高第659号により文部科学大臣（以下「文部科学大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

2018年の「文部科学省汚職事件」では、特定幹部職員は医学部に息子を入れるために東京医科大学に便宜を図ったと受託収賄の疑いで逮捕されています。これを契機に発覚した一連の医学部不正入試を受け、「大学入学者選抜の公正確保等に向けた方策について（最終報告）」が提言されました。

提言を受け、大学の不正入試に関しては、大学と受験生側の情報の非対称性が著しいため、大学入学者選抜の公正確保に関する対応窓口が文科省内に設置されました。

高等教育局大学振興課大学入試室の「入試不正対応窓口」です。

しかしながら、当該窓口で「何件の相談が寄せられたのか？」開示請求したところ、大学入試室は不正入試に関する調査の依頼書や相談などの文章を一切残していないとの回答がありました。どのような調査の依頼があったのか、何件解決したのか、どの大学で不正入試の相談が多いのかなど、何ひとつ情報は把握していないとのことです。

医学部不正入試で明らかになったように、不正入試は学生の未来を大き

く左右します。また、文科省の特定幹部職員自ら不正入試に手を染めていた背景がありながら、提言を受けて、設けた窓口が何ひとつ情報を残さないようにするのは甚だ無責任であり、職務を放棄していると言わざるを得ません。

わたくしが当該窓口にお問い合わせたところ、窓口の職員が恣意的に不正入試の調査を大学に働きかけるかどうか判断しているとの驚くべき回答がありました。

その後、新たな担当者からは、相談したうえで上長が決めっていると回答がありました。それなら、相談内容と上長がくださった判断が文章として残っているはずです。にもかかわらず、文章などは一切ないとの回答です。不正入試の調査を大学に働きかけるかどうかの権限を持ち、その行政判断をくだしながら、文章を一切残さないのは大きな問題があるの言うまでもないありません。

そこで入試不正対応窓口及び大学入試室に届いた不正入試に関する依頼又は相談などのメールや文書の保存、管理を求めます。そして、不正入試の依頼や相談に関し、入試不正対応窓口及び大学入試室の持つ情報の開示を請求します。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求に係る行政文書等について

本件審査請求に係る行政文書は、「入試不正窓口にこれまで届いた不正入試に関する依頼を記録した文書」（本件対象文書）である。

本件対象文書につき、文書不存在を理由として不開示とした（原処分）ところ、審査請求人から、本件対象文書が存在しないことを不服として審査請求がなされたところである。

2 本件対象文書の不存在について

請求者が入試不正窓口（以下「窓口」という。）に届いた依頼の件数、内容を把握するため、「入試不正窓口にこれまで届いた不正入試に関する依頼を記録した文書」の開示請求をしていたところ、本件対象文書は、「窓口に届いた依頼内容を一覧として記録している文書」と解され、そうした文書は存在しないことから、不開示としたものである。

請求者が審査請求を行った趣旨として、「不正入試に関する調査の依頼書や相談などの文章を一切残していないとの回答がありました」、また、「入試不正対応窓口及び大学入試室に届いた不正入試に関する依頼又は相談などのメールや文書の保存、管理を求めます。そして、不正入試の依頼や相談に関し、入試不正対応窓口及び大学入試室の持つ情報の開示を請求します。」といった記載があるところ、窓口に届いた依頼内容そのもの、あるいは大学へ対応を促した内容については個々の文書として個別に保存がなされているところである。窓口の性格として、数値上の統計を取るこ

とを目的としたものではなく、あくまで個別の問合せに対応することを目的としたものであることから、一覧として記録文書を作成する形ではなく、個々の文書として保存する形をとっている。

なお、仮に個別に保存がなされている個々の文書について開示請求がなされた場合であっても、特定の個人を識別することができるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとして法5条1号に該当すること及び今後窓口で問合せ等をしようとする者が自己の問合せ等に関する情報が公にされることを危惧し、窓口への問合せ等をちゅうちょするなど、窓口としての事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして法5条6号柱書きに該当することから不開示とされるものである。

3 原処分当たりの考え方について

以上のことから、本件対象文書を不存在とし、不開示とした原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年3月10日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年8月5日 審議
- ④ 同年9月13日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、窓口では不正入試に関する依頼又は相談などの文書を保有しているはずであるとして、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 審査請求人は、窓口へ届いた依頼の件数、内容等を把握するため、本件開示請求を行ったものであり、処分庁は本件対象文書を「入試不正対応窓口へこれまで届いた不正入試に関する依頼を記録した文書」とし、窓口の性格として、数値上の統計を取ることを目的としておらず、飽くまで個別の問合せに対応することを目的としたものであることから、本件対象文書のような、窓口へ届いた依頼内容を一覧として記録している文書を作成しておらず、不存在としたものである。

イ 窓口においては、理由説明書（上記第3の2）のとおり、窓口に届いた依頼内容そのもの、あるいは大学へ対応を促した内容については、個々の文書として個別に保存がされているところ、これら個々の依頼内容そのもの等を開示請求された場合には、文書を特定し、開示決定等をしている。

ウ 本件開示請求においては、開示請求書の「1. 請求する行政文書の名称等」欄に、「入試不正窓口にこれまで届いた不正入試に関する依頼」と記載することも可能など、そのような記載はなく、明示的に請求されたのは「依頼を記録した文章」であった。このため、依頼そのものではなく、内部で後に伝達する目的等のために窓口が記録として作成した文書が開示請求の対象であると判断した。また、同日に当該審査請求人からなされた、窓口へ届いた個別の事案に関する別件開示請求における記載と、本件開示請求の記載「（中略）入試不正対応窓口にこれまで届いた不正入試に関する依頼を記録した文章を開示請求します。」は異なっていたことから、個々の文書を請求すると解することはできず、本件対象文書を入試不正対応窓口へこれまで届いた不正入試に関する依頼を一覧として記録した文書とすることが開示請求者の意に沿うものと考え、そうした文書を探索し、不存在であったため原処分を行った。

エ したがって、本件対象文書を上記のとおり解し、不存在とした原処分は妥当である。

(2) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ検討する。

ア 本件開示請求の対象として特定すべき文書について、諮問庁は上記（1）ウのとおり説明するが、本件開示請求書には、別紙に掲げる文言が記載されており、窓口へ届いた依頼文書や同文書に関して大学へ対応を促した文書等について、本件開示請求の対象ではないとの明確な意思表示がされているものとは認められず、諮問庁の上記説明は是認できない。

イ 本件開示請求は、上記依頼文書等を含めた文書の開示を求めるものと解釈し得るものであり、審査請求人は審査請求書（上記第2）において、「不正入試の依頼や相談に関し、入試不正対応窓口及び大学入試室の持つ情報の開示を請求します」等と主張していることも考慮すると、処分庁が、審査請求人に対して請求文言の補正を求め、あるいは開示請求の趣旨を確認するといった対応を行うことなく、本件対象文書を上記（1）ウのとおり解して特定したことは、本件開示請求の趣旨を限定的に解釈しすぎたものであり、不当であるといわざるを得ない。

ウ したがって、処分庁は、審査請求人に対し、本件開示請求の趣旨に

沿う文書を特定するために必要な情報提供を行い，請求文書の補正を求めた上で，改めて文書の特定を行い，開示決定等を行う必要があると認められる。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，これを保有していないとして不開示とした決定については，開示請求者に対し，補正の参考となる情報を提供するなどして開示を請求する文書の名称等について補正を求めた上で，改めて文書の特定を行い，開示決定等をすべきであることから，取り消すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之，委員 泉本小夜子，委員 磯部 哲

別紙（開示請求書の記載）

高等教育局大学振興課に入試不正対応窓口にこれまで届いた不正入試に関する依頼を記録した文章を開示請求します。

どれだけ件数が届き、どういった内容で、何件転送し、何件が解決したか、について調査しています。

ほかに関連で開示できるものがありましたら、教えてください。

開示が難しい場合は、個別に対面でご説明いただければ幸いです。